商務部、中国税関等が輸出管理関連の公告、QA を公表
―無人機や浚渫船の関連品目について措置の調整（公告）
―トンネル掘削機を管理品目に追加（公告）
―税関からの輸出規制に関する質疑手続き等の明確化（公告）
―輸出証明者制度、包括許可制度の具体的な手続き（QA）

2026 年 10 月 29 日
CISTEC 事務局

商務部、中国税関総署、中央軍事委員会装備発展部（下記①のみ）は、**2026 年 10 月 19 日、以下の 4 公告を公布した。①②③は 2026 年 11 月 18 日、④は公布日の 10 月 19 日に施行**される。なお、同時にこれに関する**二つの QA** を公表している。

① 商務部・税関総署・中央軍事委員会装備発展部公告 2026 年第 49 号　**無人機**関連品目の輸出規制措置の最適化・調整に関する決定の公布(別添１)
② 商務部・税関総署公告 2026 年第 50 号　**トンネル掘削機**等の品目に対する輸出規制の実施に関する決定の公布（別添２）
③ 商務部・税関総署公告 2026 年第 51 号　**浚渫船**関連品目の輸出規制措置の最適化・調整に関する決定の公布（別添３）
④ 商務部・税関総署公告 2026 年第 52 号　両用品目**輸出管理における質疑および鑑別業務**のさらなる最適化に関する事項の公布（別添４）
⑤ 両用品目によくある質問の解答その 6（**無人機**関連品目）（別添５）
⑥ 両用品目によくある質問の解答その 7（**質疑・鑑別**関連事項）（別添６）

1.　4 公告の構成、概要

上記**4 公告**のうち、①と③は既にリスト規制となっている２品目（無人機関連品目、浚渫船関連品目）について、技術的なスペック等を変更・調整し、その最適化を図るものであり、②については、新たに品目（トンネル掘削機関連品目）を追加するものである。

また、①と③は、仕向け地を限定せずに輸出許可申請を求めているが、②については、「中国と論争のあるセンシティブな国・地域に輸出する場合」に許可が必要としつつも、具体的な国名は挙げていない。②については、それ以外の地域への輸出については、登録・情報記入方式（両用品目輸出管理条例第 19 条）により輸出証明書を取得することとし、その際、輸出者及びエンドユーザーは、許可なく当該地域へ物品を移転・提供しないことを約束することを義務付けている。また、再輸出規制（両用品目輸出管理条例第４９条）も適用し、中国国外の組織及び個人が、許可なく、当該地域へ中国を原産とする対象物品を移転・提供してはならないとしている。

なお、①、②、③は、その前半で、対象品目の技術的な説明を記載するのみならず、後半で、商務部への輸出許可申請、その後の税関申告手続について説明を加えている。その説明によれば、税関が輸出者の申告に質疑を行う場合があるとされているが、その質疑について、具体的な手順、質疑を通知する場合の通知書の様式を定めたのが④である。なお、これらの手続きについては、公告④は、規制対象品目を限定していないことから、レアアース関連品目等他の品目についても適用されると解釈できる。

また、４公告に加え、**二つの QA** が公表されているが、前半は、⑤は無人機関連品目の規制について、「特

別に設計された（専用設計)」の解釈、試験基準を示す国家標準等を示している。⑤の後半では、**輸出管理手続き**に関し、**登録・情報記入方式による輸出証明書及び包括許可に関する手続き、輸出管理法に基づく規制と対外貿易法に基づく管理の関係、両者の規制対象範囲が重複する場合の手続き**等を明らかにしている。

2. 税関申告手続き

①から④までの公告に記載されている申告手続きを整理すると以下の通り。なお、これまで類似の手続きを定めていた税関総署公告 2025 年第 123 号[1]は廃止される。

(1) 輸出者は税関申告の真実性について責任を有し、規制品目に該当・非該当の識別を強化しなければならない。

(2) 規制対象品目に該当する場合は、商務部発行の許可証を税関に提出しなければならない。商品が該当する場合は、通関申告書の備考欄に該当すると明記し、管理番号を記入する。

(3) 規制対象品目に該当しない場合であっても、

・ 特性、パラメータ等の指標が類似している場合、

・ 用途が公告に規定するものではないが、その他の特性、パラメータ、性能等が指標に合致する場合

税関に対して、その特性、パラメータ等の指標情報を申告しなければならない。

(4) 税関は、申告された指標情報の真実性に疑義がある場合、質疑通知書（別添 4 の附属文書 1 ）を発行し、質疑期間中は貨物の通関を許可しない。

(5) 輸出者は質疑通知書を受領した場合、 7 営業日以内に、以下の資料を提出

・通関申告書、輸出貨物契約書、インボイス、貨物の流れを証明する運送書類；

・状況説明書 (貨物の性能指標、主な用途、および輸出管理の範囲に該当しないと考える法的根拠や事実・理由などを記載したものを含むが、これらに限定されない。)；

・貨物の属性を証明する関連技術資料（検査試験報告がある場合は、併せて提出する)；

・その他必要な資料。

(6) 税関は判定を行い、必要に応じて商務部に鑑別の実施を要請することができる。税関は、以下の各状況に応じて、質疑結果通知書（別添 4 の附属文書 2）を発行する。質疑および判定期間中、税関は当該輸出貨物の通関を許可しない。

・両用品目に該当しない場合は、継続して通関手続きを行う；

・両用品目に該当する場合は、規定に従って処理する；

・その他の場合は、関連する要求に従って処理する。

(7) 税関は、資料を受領した日から 15 営業日以内に、質疑の判定を完了するか、または商務部に鑑別を依頼する。商務部は、鑑別依頼の完全な資料を受領した日から 15 営業日以内に結論を下す。輸出者による資料の提出または補充、疑義のある貨物の検査・試験などに要する時間は、上記の期限には算入されない。重大な事案や難解な事案などの特殊な状況については、前項の期限の制限を受けない。

3. 留意事項

[1] CISTEC、中国の両用品目輸出管理における最近の動向 ―両用品目輸出管理における海関（税関）の質疑関連事項についての公告の公表、2025 年 7 月 2 日、
https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250702.pdf

（1）**無人機**関連品目（①）の調整・最適化は、民生利用の無人機の性能向上等を踏まえ、より高度な軍用リスクの高い品目を対象とする意図と考えられる。例えば、既に米国 EAR でも緩和が行われている[2]ところであるが、**9A012.a.1** は、**従前「最大"航続時間"が 30 分以上 1 時間未満」が要件となっていたところ、「最大"航続時間"が 30 分以上 3 時間未満」と変更**され、**登録・情報記入方式により輸出証明書を取得して輸出することを認める**内容となっている。

また、**自動操縦装置やエンジンについては、規制対象が「無人機に用いるもの」から「無人機用に特別に設計された」ものに変更されているが、ＱＡ（⑤）において、「特別に設計」とは、特定の目的に対して研究開発され、独自の性能を持つものを意味し、有人航空機、自動車等のそれ以外の用途に用いるための設計がされている場合、規制の対象とならない**という解釈を示している。

なお、無人機については、別途意見募集中の公告案において、国外展示会向けで終了後国内に戻すものについて手続きを簡素化すること等を提案しているが、①の公告において、その募集案と整合的な措置が既に盛り込まれている[3]。

（2）トンネル掘削機（②）は、新たに追加された品目であるが、規制の対象となる国・地域は明示されていない。中国がインドへの輸出を制限しており、インドの国境地域のトンネル工事や鉄道建設等のインフラ事業に影響を与える可能性があると指摘する報道もある[4]。

（3）浚渫船（③）は、2017 年に輸出規制の対象[5]となった既存の品目（8A901）であるが、8A901.f として 3 品目が追加された[6]。本年 1 月には税関による管理強化が公表[7]され、本年 8 月にはレアアース等と共に「禁止制限管理識別コード」及び「禁止制限申告要素」が公表[8]される等、輸出管理、税関でのチェック

[2]最大航続時間が 3 時間未満(9A012.a)のものについて AT 1 理由によるコントロールとする等の緩和が措置された。Bureau of Industry and Security, Streamlining Export Controls for Drone Exports, August 14, 2026, https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2026-08-14/pdf/2026-16628.pdf

[3]CISTEC、中国による民間航空分野に関連する両用品目の輸出証明書管理弁法の意見募集稿の公表、2026 年 10 月 21 日、https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20261021.pdf

[4]ロイター、中国商務省、トンネル掘削機の輸出規制を発表　来月 18 日に発効、2026 年 10 月 19 日 https://www.reuters.com/jp/world/china/6HEF7ZBCV5KN5JDEW57IJV2QBQ-2026-10-19/
時事通信、中国、トンネル掘進機に輸出規制「係争国」向け、インド念頭か、2026 年 10 月 19 日、https://www.jiji.com/jc/article?k=2026101900934&g=int
The Economic Times, China announces export curbs on key machinery used in India's infrastructure development, Oct 19, 2026 https://economictimes.indiatimes.com/news/economy/foreign-trade/china-announces-export-curbs-on-key-machinery-used-in-indias-infrastructure-development/articleshow/135049611.cms?from=mdr

[5]商务部、海关总署公告 2017 年第 28 号、2017 年 5 月 25 日、https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/zgdwjjmywg/art/2017/art_f211d908d4a4407eabe97d8bbe735331.html

[6] 2017 年当時、中国が受注残を抱えたため、友好国への輸出が遅れ、紛争を抱える国との取引とは区別して扱うべきであると主張する報道も見られた。商务部、海关总署 2017 年第 28 号公告"对挖泥船出口限制带来的影响、https://info.chineseshipping.com.cn/cninfo/News/201706/t20170608_1290485.shtml

[7] 海关总署公告 2026 年第 9 号（关于规范挖泥船等货物出口申报的公告)、2026 年 1 月 13 日、http://www.customs.gov.cn/customs/2026-01/13/article_2026011318225491635.html

[8] CISTEC、中国税関が該非判定に必要な情報の申告を求める品目を拡大、2026 年 8 月 7 日、

が強化されてきているところである。防衛の観点からは、大型浚渫船の埋め立て能力は戦略的要塞に利用でき、中核技術(「掘削・噴霧技術」等)が漏洩すれば海洋主権や防衛を脅かす可能性があるという指摘[9]も見られる。

(4) 税関申告手続（④）に関しては、輸出許可証の提出がない場合において、なお、規制対象貨物に該当する危惧があるものについて、税関が、該非判定等に係る情報を申告させ、検証するというこれまでの手順（税関総署公告 2025 年第 123 号）を変更するものではないが、検証後の税関による質疑通知書の送付、当該質疑に対する輸出者の情報提供の機会の付与、税関が必要な場合に商務部への鑑別依頼、情報受領後の再検証の結果通知等について、各手続きに要する期間等を可能な限り示しつつ、より明確化しようとするものと考えられる。

(5) **無人機関連のＱＡ（⑤）**において、**両用品目輸出管理条例に基づく手続きをより具体化するものとして、以下の内容が示されているが、その内容からして、無人機関連品目以外にも適用され得る**ものと考えられる。

（一） **登録・情報記入方式による輸出証明書の取得**

登録・記入の際必要な情報（申請者、契約書、輸出予定品目、エンドユーザー・最終用途、展示会等への輸出の場合必要な説明等)、当該方式が利用不可となるケース（エンドユーザー、最終用途等)、使用要件（ロット毎の登録、６０日内有効等）等

（二） **両用品目輸出管理リスト（両用品目輸出管理法）と輸出禁止・輸出制限技術目録（対外貿易法）**

・ 《リスト》又は《目録》のいずれかのみに掲載→各々対応する法律に従って手続
・ 《リスト》及び《目録》の双方に掲載→両用品目輸出管理法に基づく規定を適用
・ 《リスト》及び《目録》のいずれにも掲載されていない→対外貿易法に基づく規定を適用し、手続に従って所在地の商務主管部門で技術輸出契約の登録・届出

（三） **包括許可制度**

・ 申請要件（内部管理体制、２年以上輸出実績、連続２年以上年間申請・受領３０件以上、直近３年以内に刑事罰・行政罰なし、比較的固定した販売ルートとエンドユーザー）
・ 申請に必要な情報（内部管理体制及びその運用状況、直近２年以内の申請・取得等実績、直近３年以内の処罰の有無、申請品目、契約履行前にエンドユーザーに対して最終用途を説明する保証文書を求めること等）
・ 申請が認められない場合（内部コンプライアンス体制の不備、拡散リスクがある場合等）
・ 使用状況報告（６月毎の実績報告）

https://www.cistec.or.jp/members/zopen-sanjogentei/20260807.pdf

[9] 中国国际贸易促进委员会重庆市委员会、浚渫船輸出管理:税関監督と税関遵守の核心分析、2025 年 12 月 18 日、https://www.ccpitcq.org.cn/web/article/web/content_1451160351372304384.html

別添 1

CISTEC 仮訳

商務部・海関総署・中央軍事委員会装備発展部公告 2026 年第 49 号

無人機関連品目の輸出管理措置の最適化・調整に関する決定の公布[1]

【発布団体】安全与管制局（安全与進出口管制局）

【発布文書番号】商務部・海関総署・中央軍事委員会装備発展部公告 2026 年第 49 号

【発布期日】2026 年 10 月 19 日

《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国対外貿易法》《中華人民共和国海関法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》等の法律法規の関連規定に基づき、国の安全と利益を守るため、国務院・中央軍事委員会の承認を得て、特定の無人航空機関連品目の輸出管理措置を最適化・調整することを決定した。関連事項について以下の通り公告する：

一、以下の特性を満たす品目は、許可なく輸出してはならない：

（一）7A103.b.　“無人航空機”用に特別に設計された自動操縦装置（参考海関商品番号（HS コード）90142010.10）[2]

（二）7E103　7A103 項で規制（管理）する品目に用いる関連技術：[3]

a. 7A103.a 項で規制（管理）する品目の研究開発、生産または使用に用いるジンバルの安定化技術；

b. 7A103.b 項で規制（管理）する品目の研究開発、生産または使用に用いるミッションペイロード技術。

（三）9A012.a.　“操縦者”“自然視程”以外で制御可能な飛行ができ、かつ以下のいずれかの特性をもつ“無人航空機”または“無人飛行船”　（参考海関商品番号（HS コード）88010090.10、88061000.10、88062110.11、88062110.91、88062190.10、88062210.11、88062210.91、88062290.10、88062310.11、88062310.91、88062390.10、88062410.11、88062410.91、88062490.10、88062910.11、

[1] （訳者注）「商务部 海关总署 中央军委装备发展部公告 2026 年第 49 号 公布优化调整无人机相关物项出口管制措施的决定」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2026 年 10 月 19 日）
https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_f71c27f81b8f4097b876818abbd19851.html

[2] （訳者注）変更前「“無人航空機”の自動操縦装置」。

[3] （訳者注）7E103 項は新規追加。

88062910.91、88062990.10、88069110.11、88069110.91、88069190.10、88069210.11、88069210.91、88069290.10、88069310.11、88069310.91、88069390.10、88069410.11、88069410.91、88069490.10、88069900.10）：

1. 最大“航続時間”が 30 分以上 3 時間未満[4]、および 46.3 km/h（25 ノット）以上の突風条件下で、離陸能力と安定した制御可能な飛行能力をもつ；

2. 最大“航続時間”が 3 時間以上[5]。

1.“操縦者”とは“無人航空機”または“無人飛行船”の操縦を担当する専門人員を指し、地上管制局を通じて航空機の遠隔操作またはプログラミングを行い、これによって飛行任務の円滑な完了を確実に保証する；

2.“航続時間”とは国際標準大気の環境条件（ISO2533：1975）下で海水面が無風の状態で換算した連続飛行時間を指す；

3.“自然視程”とはいかなる人為的な干渉や大気汚染のない理想的な条件下で、地球表面上の観察者が物体を鮮明に見ることのできる最大距離を指す。視程とは地球表面上において、地球の曲率の制限により、観察者が物体を鮮明に見ることのできる最大距離を指す。実際の応用では、通常、大気条件の視程にたいする影響を考慮する。

（四）9A012.b. “無人航空機”または“無人飛行船”用に特別に設計されたエンジン[6]：

1. 15,420 m（50,000 フィート）以上の“高空”飛行用に特別に設計された吸気ピストン式またはローター式の内燃エンジン；

2. 最大連続出力が 16kW を超える航空エンジン（参考海関商品番号（HS コード）85012000.10、85013200.10、85013300.10、85013400.10、85014000.10、85015200.10、85015300.10、84071010.10、84071020.10、84089092.30、84089093.20、84111110.10、84111190.10、84111210.10、84111290.20、84112100.10、84112210.10、84112220.10、84112230.10、84118100.02）；

3. 推力が 400n 以上のターボジェットエンジン（参考海関商品番号（HS コード）84111110.10、84111190.10、84111210.10、84111290.20）[7]

[4] （訳者注）変更前「最大“航続時間”が 30 分以上 1 時間未満」。

[5] （訳者注）変更前「最大“航続時間”が 1 時間以上」。

[6] （訳者注）変更前「“無人航空機”または“無人飛行船”に用いるエンジン」。

[7] （訳者注）9A012.b.3.項は新規追加。

（五）9A012.e.　9A012.a 項で規制（管理）する“無人航空機”または“無人飛行船”用に特別に設計され、かつ以下のいずれかの特性をもつ無線通信設備（参考海関商品番号（HS コード）85176299.10、85176910.02、85269200.10）：[8]

１．搭載無線通信設備の等価等方放射電力（EIRP）が 30 dBmW（dBm）以上[9]；

2．1 基地局で複数機の制御する能力が 10 機を超える。

技術説明：[10]

1.“等価等方放射電力（EIRP)”とは実際の送信システムが特定の方向における放射電力を指し、理想的な等方性アンテナが同等の電力密度を生成するのに必要な送信電力で表示したものである。

2.“dBmW（dBm）”は、1mW を基準電力とした対数出力単位であり、信号の絶対的な電力レベルを表すのに用いられる。

（六）9A112　9A012 項で規制（管理）しない“無人航空機”（参考海関商品番号（HS コード）88010090.10、88061000.10、88062110.11、88062110.91、88062190.10、88062210.11、88062210.91、88062290.10、88062310.11、88062310.91、88062390.10、88062410.11、88062410.91、88062490.10、88062910.11、88062910.91、88062990.10、88069110.11、88069110.91、88069190.10、88069210.11、88069210.91、88069290.10、88069310.11、88069310.91、88069390.10、88069410.11、88069410.91、88069490.10、88069900.10）[11]：

a.“射程/航続距離”が 300 km 以上の“無人航空機”；

b. 以下のいずれかの特性をもち、自律的な飛行制御および航法能力を備えた“無人航空機”：

1. 80L 以上のエアロゾル散布システム/装置を含む[12]；

2. 設計後に 80L 以上のエアロゾル散布システム/装置を装備できる[13]；

c. 以下のいずれかの特性をもつ、操縦者が“自然視程”外から飛行を制御する能力を備えた“無人航空機”[14]：

[8]（訳者注）変更前「特定の“無人航空機”または“無人飛行船”に特別に使用し、かつ以下のいずれかの特性をもつ無線通信設備」。

[9]（訳者注）変更前「“無線見通し距離”の伝送距離が 50 km を超える」。

[10]（訳者注）技術説明 1、2 は新規追加。

[11]（訳者注）変更前「9A501」が本「9A112」とほぼ同内容。

[12]（訳者注）変更前「20L 以上のエアロゾル散布システム/装置を含む」。

[13]（訳者注）変更前「設計または改良後に 20L 以上のエアロゾル散布システム/装置を装備できる」。

[14]（訳者注）変更前「以下のいずれかの特性をもつ、操縦者が視程外から飛行を制御する

1．80L 以上のエアロゾル散布システム/装置を含む[15]；

2．設計後に 80L 以上のエアロゾル散布システム/装置を装備できる[16]；

説明：9A112 項では娯楽または競技用に特別に設計された模型飛行機は規制（管理）しない。

（七）9A901　“無人航空機”関連部品：[17]

a．以下の全ての特性をもち、“無人航空機”に装備搭載するプロペラ用に特別に設計されたブラシレスモータ（参考海関商品番号（HS コード）85012000.10、85013200.10、85013300.10、85013400.10、85014000.10、85015200.10、85015300.10）：

1．定格電圧が 48V 以上；

2．定格出力が 3kW 以上；

3．定格出力密度が 3 kW/kg 以上；

4．定格回転速度が 3000rpm 以下。

b．以下の全ての特性をもち、9A901.a 項で規制（管理）する品目と組み合わせて使用するために特別に設計された電子速度制御装置（参考海関商品番号（HS コード）85044099.70、90328990.95）。

1．定格電圧が 48V 以上；

2．定格出力が 3kW 以上；

c．以下のいずれかの特性をもち、炭素繊維複合材料を用いて作製した、“無人航空機”のプロペラに使用可能なもの（参考海関商品番号（HS コード）88071000.10）：

1．固定ピッチプロペラのブレード構造が回転中心を通り、ブレードの回転中心からブレード先端までの長さが 762mm 以上；

2．固定ピッチプロペラのブレード構造が回転中心を通らず、ブレードの根元端面からブレード先端までの長さが 648 mm 以上；

3．ブレード根本部分に可変ピッチ機能を備えている。

説明：9A901.c.3 項の“可変ピッチ機能”とはプロペラ根本端面に可変ピッチピンをもつ、またはプロペラ根本部分にピッチホーンを連結する穴等が設けられ可変ピッチ機能を実現できる構造を指す。

能力を備えた“無人航空機”」

[15] （訳者注）変更前「20L 以上のエアロゾル散布システム/装置を含む」。

[16] （訳者注）変更前「設計または改良後に 20L 以上のエアロゾル散布システム/装置を装備できる」。

[17] （訳者注）9A901 項は新規追加。

（八）9D901　9A012.a、9A112 項で規制（管理）する品目の研究開発、生産または使用のために特別に設計したソフトウェア [18]。

（九）9E901　9A012.a、9A112 項で規制（管理）する品目の研究開発、生産または使用に用いる以下の技術：

a. 飛行制御技術、単機制御技術、群制御技術等を含む；

b. 独自航法技術、慣性航法技術、景観照合航法技術、耐妨害衛星航法技術等；

c. 検知回避（衝突回避）技術；

d. 無人機システムの設計技術。

（十）9E902　9A012.b、9A012.c、9A012.d、9A012.e、9A901 項で規制（管理）する品目の研究開発、生産または使用に用いる技術 [19]。

（十一）9E903　以下の特性をもつ極地用軽量ドローン [20]

a. 船載移動プラットフォーム上または氷上で離着陸する；

b. 離陸時最大風速が風力等級 6 級 [21]以上；

c. 最低動作温度が-30℃以下；

d. 最大航続時間が 6 時間以上；

e. ペイロード搭載能力が 10kg 以上。

（十二）9E904　以下の特性をもつ、劣悪通信環境向け複雑地形用無人プラットフォームのマン・マシンハイブリッド制御技術：

a. 画像のセマンティック圧縮率が 75%以上；

b. 単一画像の再構成にかかる遅延が 150 ms 以下；

c. 端末側のタスクチェーンの正確解析率が 70%以上；

d. 自然言語による対話型応答の遅延が 1 秒以下；

e. 未知の環境におけるタスク実行の成功率が 95%以上。

[18] （訳者注）9D901 項は新規追加。

[19] （訳者注）9E902 項は新規追加。

[20] （訳者注）9E903 項は新規追加。

[21] （訳者注）相当風速（m/s）10.8 以上 13.9 未満（22 ノット以上 28 ノット未満）。

（十三）0E903　0A903 項で規制（管理）する品目の研究開発、生産または使用に用いる対無人航空機技術等[22]。

二、輸出者が上記品目を輸出するには《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》の関連規定に従って国務院の商務主管部門に許可を申請しなければならない。

三、輸出者は通関申告商品の真実性について責任を負い、本公告に掲げる品目該当する場合、その特性等の指標情報を税関に申告するとともに、税関申告書の備考欄に“輸出管理品目に該当”と明記しなければならない。本公告に掲げる品目に該当しないが、パラメータ等の指標が近い場合；または用途が本公告に掲げる状況に該当しないが、その特性等の指標が合致する場合、税関にその特性等の指標情報を申告するとともに、税関申告書の備考欄に“輸出管理品目に該当しない”と明記しなければならない。上記記入情報の真実性に疑義がある場合、税関は法に従って質疑を行い、質疑期間中は輸出貨物を通関させない。

四、輸出者が条件を満たす状況下において法に従って適用できる許可便宜措置は以下の通り：

（一）9A012.a.1 項で規制（管理）する品目の輸出について、輸出者は毎回輸出前に登録・情報記入方式で輸出証明書を取得した後に自ら輸出を行うことができる[23]。

（二）9A012.a、9A112 項で規制（管理）する品目について、中華人民共和国国内で開催される展覧会（防衛展覧会、警察装備展覧会を除く）への参加に使用し、展覧会終了後、速やかにもとの状態でもとの輸出地に再び輸送する；中華人民共和国の国外で開催される展覧会（防衛展覧会、警察装備展覧会を除く）への参加に使用し展覧会終了後、速やかに元の状態で再び国内に輸送する場合、輸出者は毎回輸出前に登録・情報記入方式で輸出証明書を取得した後に自ら輸出を行うことができる[24]。

（三）輸出者は登録・情報記入する商品番号、監督管理方式、数量、エンドユーザー等の情報は税関に申告した情報と一致していなければならない。

[22] （訳者注）0E903 項は新規追加。

[23] （訳者注）《両用品目輸出管理条例》第十五条・を参照されたい。を参照されたい。

[24] （訳者注）《両用品目輸出管理条例》第十九条（三）（四）を参照されたい。

（四）両用品目輸出管理内部コンプライアンス制度を構築し、かつ運用状況が良好で、関連する両用品目輸出記録と比較的固定した輸出ルートとエンドユーザーを持っている輸出企業は、法に従って包括許可等の便宜措置を適用できる[25]。

（五）規定に違反して輸出した、規定に違反して転売・転用する等の行為は、法律法規に従って関係責任者の責任を追及する。

五、本公告は2026年11月18日より正式に実施する。《中華人民共和国両用品目輸出管理リスト》は同時に更新する。

商務部・海関総署・中央軍事委員会装備発展部

2026年10月19日

[25] （訳者注）《両用品目輸出管理条例》第十六条第二項を参照されたい。

別添２

CISTEC 仮訳

商務部・税関総署公告 2026 年第 50 号

シールドマシン等の品目に対する輸出管理実施決定の公布[1]

【発布団体】安全与管制局（産業安全与進出口管制局）

【発布文書番号】商務部公告 2026 年第 50 号

【発布期日】2026 年 10 月 19 日

《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国対外貿易法》《中華人民共和国海関法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》の関連規定に基づき、国の安全と利益を守るため、国務院の承認を得て、以下の品目に対して輸出管理を実施することを決定した：

一、掘進機関連品目

（一）2B906.　全断面トンネル掘進機。[2]

a. 土圧バランス式シールドマシン、泥水式シールドマシンおよびその他の類型のシールドマシン（参考海関商品番号（HS コード）：8430313010）

b. オープン型、シングルシールド、ダブルシールド全断面トンネル掘進機およびその他の類型のトンネル掘進機（参考海関商品番号（HS コード）：8430313010）

（二）2A906.　2B906 項で規制（管理）する品目用に特別に設計された部品：[3]

a. 切削工具・ディスクカッタ（参考海関商品番号（HS コード）：8431499910）；

b. スクリューコンベア（参考海関商品番号（HS コード）：8428310010）；

c. エレクタ（参考海関商品番号（HS コード）：8479899959）

d. 主駆動装置およびその他の重要ユニット（参考海関商品番号（HS コード）：8431499910）。

[1] （訳者注）「商务部 海关总署公告 2026 年第 50 号 公布对盾构机等物项实施出口管制的决定」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2026 年 10 月 19 日）https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_9ce34ccfa6c040d7a4f7622f89133be5.html

[2] （訳者注）2B906 は新規追加。

[3] （訳者注）2A906 は新規追加。

（三）2E906.　2A906 または 2B906 項で規制（管理）する品目用に特別に設計された再製造技術[4]。

二、歩行式掘削機関連品目

（一）2B904.　以下のいずれかの特性をもつ歩行式掘削機（参考海関商品番号（HS コード）：8429521920）[5]

a. 垂直障害物越え硬度が 1.2m を超える；

b. 掘進可能水深が 1.5m を超える；

c. 溝越え幅が 3m を超える；

d. 歩行可能勾配が 40° を超える。

技術説明：歩行式掘削機とは動作装置、支持脚または車輪の複合動作を利用し、自走を実現し、あらゆる地形で多機能な掘削を行う機械設備を指す。

（二）2E904.　2B904 項で規制（管理）する品目用に特別に設計された油圧装置の電気油圧比例制御技術。

三、高原型湿式吹付機関連品目

（一）2B903.　海抜 3000m 以上の地域に用いる、以下のすべての特性を備えた高原型湿式吹付機（参考海関商品番号（HS コード）：8479109010）[6]：

a. エンジン最大出力が 75kW を超え、トルクが 680N·m を超える；

b. モータ最大出力が 55kW を超える；

c. ポンプシステムの吸引率が 95%より高い；

d. 空気圧縮機の排気量が 15 m^3/min を超える；

e. -20℃で油圧総理の低温油圧作動油を使用できる。

技術説明：高原型湿式吹付機とは高原地域において撹拌した材料（コンクリート等）をノズルまで搬送し、空気を加え、液体急結剤を加えることで、材料を作業綿に吹き付ける装置を指す。

（二）2A903.　2B903 項で規制（管理）する品目用に特別に設計された部品[7]：

a. エンジン用補助酸素供給装置（参考海関商品番号（HS コード）：8421399030）；

[4] （訳者注）2E906 は新規追加。

[5] （訳者注）2B904 は新規追加。

[6] （訳者注）2B903 は新規追加。

[7] （訳者注）2A903 は新規追加。

b. 最大出力が 55kW を超える高原型モータ（参考海関商品番号（HS コード）：8501520020、8501530020）；

c. 排気量が 15 m³/min を超える 2 段圧縮の空気圧縮機（参考海関商品番号（HS コード）：8414804110）；

d. 高原型シャシ（参考海関商品番号（HS コード）：8479909030）；

e. 折り畳みアーム（参考海関商品番号（HS コード）：8479909030）

（三）2E903.　2B903 項で規制（管理）する品目用に特別に設計された油圧およびポンピング技術。

輸出者が中国と論争のあるセンシティブ国・地域に上記品目を輸出するには《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》の関連規定に従って国務院の商務主管部門に許可を申請しなければならず、許可を得ずに、上記の国・地域に輸出してはならない。世界の他の国や地域への輸出は、登録・情報記入方式で輸出証明書を取得するものとし、輸出者およびエンドユーザーは、許可なく中国と論争のある国や地域に中国を原産とする上記品目を移転、提供してはならないことを承諾しなければならい。中国国外の組織および個人は、許可なく、中国と論争のあるセンシティブ国・地域に中国を原産とする上記品目を移転、提供してはならない。

輸出者は通関申告商品の真実性について責任を負い、輸出品目の識別を強化し、管理品目に該当する場合、税関申告書の備考欄に“両用品目に該当”と明記し、かつ両用品目輸出管理番号を明記しなければならない；管理品目に該当しないが、パラメータ、指標、性能等が近い場合、税関申告書の備考欄に“管理品目に該当しない”と明記しかつ具体的なパラメータ、指標を記入しなければならない。上記記入情報の完全性、正確性、真実性について疑義がある場合、税関は法に従って質疑を行い、質疑期間中は輸出貨物を通関させない。

本公告は 2026 年 11 月 18 日より正式に実施する。《中華人民共和国両用品目輸出管理リスト》は同時に更新する。

商務部・海関総署

2026 年 10 月 19 日

別添３

CISTEC 仮訳

商務部・海関総署公告 2026 年第 51 号

浚渫船関連品目の輸出管理措置の最適化・調整に関する決定の公布[1]

【発布団体】安全与管制局（産業安全与進出口管制局）

【発布文書番号】商務部公告 2026 年第 51 号

【発布期日】2026 年 10 月 19 日

《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国対外貿易法》《中華人民共和国海関法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》の関連規定に基づき、国の安全と利益を守るため、国務院の承認を得て、浚渫船関連品目の輸出管理措置を最適化・調整し、以下の品目に対して輸出管理を実施することを決定した：

一、8A901.f.1.　浚渫船浚渫ポンプ関連品目[2]

（一）8A901.f.1.a.　以下の 2 つの特性をもつ浚渫船浚渫ポンプ（参考海関商品番号（HS コード）：8413709120、8413709980）：

1. 吸込口内径が 0.55 m 以上；

2. ポンプの最高回転速度が 400 rpm（r/min）以下。

（二）8A901.f.1.b.　8A901.f.1.a 項で規制（管理）する品目用に特別に設計された重要部品：

1. ポンプケーシング内径が 1.3m 以上の浚渫船用浚渫ポンプのポンプケーシング、内ケーシング、外ケーシングを含む（参考海関商品番号（HS コード）：8413910010）；

2. インペラ直径が 1.3m 以上の浚渫船浚渫ポンプのインペラ（参考海関商品番号（HS コード）：8413910010）。

技術説明：“吸込口”とは浚渫ポンプが作業工程における流体または媒質の流入口を指す。“ポンプケーシング内径”とはポンプケーシングの内孔の直径を指す。“インペラ直径” とはインペラの羽根の外周の直径を指す。

[1] （訳者注）「商务部 海关总署公告 2026 年第 51 号 公布优化调整挖泥船相关物项出口管制措施的决定」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2026 年 10 月 19 日）https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_24e42675dd30435a944eee87427a94d2.html

[2] （訳者注）8A901.f.1 項は新規追加。

二、8A901.f.2.　浚渫船ドラグヘッド[3]

ドラグサクション浚渫船に用いる、吸入管の直径が 0.55 m を超えるドラグヘッド（参考海関商品番号（HS コード）：8479109010）。

技術説明：“吸入管の直径”とはドラグヘッド排出口の内孔の直径を指す。

三、8A901.f.3.　浚渫船カッター[4]

カッターサクション浚渫船に用いる、カッターリングの外径 2.1ｎ以上のカッター（参考海関商品番号（HS コード）：8479109010）。

技術説明：“カッターリングの外径”とはカッターヘッド筐体の外径を指す。

輸出者が上記品目を輸出するには《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国両目輸出管理条例》の関連規定に従って国務院の商務主管部門に許可を申請しなければならない。

輸出者は通関申告商品の真実性について責任を負い、輸出品目の識別を強化し、管理品目に該当する場合、税関申告書の備考欄に“両用品目に該当”と明記し、かつ両用品目輸出管理番号を明記しなければならない；管理品目に該当しないが、パラメータ、指標、性能等が近い場合、税関申告書の備考欄に“管理品目に該当しない”と明記しかつ具体的なパラメータ、指標を記入しなければならない。上記記入情報の完全性、正確性、真実性について疑義がある場合、税関は法に従って質疑を行い、質疑期間中は輸出貨物を通関させない。

本公告は 2026 年 11 月 18 日より正式に実施する。《中華人民共和国両用品目輸出管理リスト》は同時に更新する。

商務部・海関総署

2026 年 10 月 19 日

[3] （訳者注）8A901.f.2 項は新規追加。

[4] （訳者注）8A901.f.3 項は新規追加。

別添４

CISTEC 仮訳

商務部・海関総署公告 2026 年第 52 号

両用品目輸出管理における質疑および鑑別業務のさらなる最適化に関する事項の公布[1]

【発布団体】安全与管制局（安全与進出口管制局）

【発布文書番号】商務部・海関総署公告 2026 年第 52 号

【発布期日】2026 年 10 月 19 日

企業のコンプライアンス貿易を促進し、両用品目輸出の円滑化水準を向上させ、輸出管理の質疑および鑑別業務の規範性、科学性、有効性をより一層向上させるため、《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国海関法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》等の関連規定に基づき、今ここに関連事項について以下の通り公告する：

一、商務部および税関総署は引き続き質疑および鑑別の業務フローを最適化し、情報化建設を強化し、政策の宣伝紹介・指導を強化し、企業が輸出コンプライアンス体制の構築・整備を支援する。

二、輸出貨物の荷主が輸出を申告する際、商務部が発行した輸出許可証を税関に提出して確認を受けておらず、輸出貨物が両用品目の輸出管理の範囲に属す可能性のあることを示す証拠を海関（海関）が持っている場合、輸出貨物の荷主に質疑を行い、また《両用品目輸出管理税関質疑通知書》（付属文書 1）を発行しなければならない。

三、輸出貨物の荷主は《両用品目輸出管理税関質疑通知書》を受領した日から 7 営業日以内に要求に従って以下の資料を提供しなければならない。資料には公印を押印しなければならず、資料が外国語である場合、合わせて中国語の翻訳文を提供しなければならない：

（一）税関申告書、輸出貨物の契約書、インボイス、貨物の流れを証明する運送伝票；

（二）状況説明書（貨物の性能指標、主な用途および輸出管理の範囲に該当しないと考える法的根拠と事実・理由を明記したものを含むが、これらに限定されない）；

（三）貨物の属性を証明する関連技術資料（検査試験報告があれば合わせて提供する）；

（四）必要とするその他の資料。

[1] 「商务部 海关总署公告 2026 年第 52 号 公布进一步优化两用物项出口管制质疑和鉴别工作有关事项」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2026 年 10 月 19 日）
https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_bd9c3f79b64e4700bede88d06edac2d4.html

四、輸出貨物の荷主が提供した資料を受領した後、税関は判別を行い、必要に応じて税関総署は商務部に組織鑑別[2]を提起し、以下のそれぞれの状況に基づき法に従って処理し、また《両用品目輸出管理税関質疑結果告知書》（付属文書 2）を発行することができる。

（一）両用品目に該当しない場合、継続して通関手続きを行う；

（二）両用品目に該当する場合、規定に従って処理する；

（三）その他の状況の場合、関連する要求に従って処理する。

五、商務部は税関の鑑別要請を受け取った後、専門家を組織して当該品目に対して鑑別を行い、必要な時には関連機関に送って検査試験を行うことができる。

六、質疑・鑑別期間、税関は関連する輸出貨物を通関させない。輸出貨物の荷主は同一の税関申告書において、質疑の対象となった貨物と関係のないその他の貨物を分けて処理することを申請した場合、税関の評価・判断・同意を得れば、別途通関手続きを行うことができる。

七、税関は貨物の荷主が提供したすべての資料を受領した日から 15 営業日以内に質疑の判別を終えるか、または商務部に組織鑑別を提起する。商務部は組織鑑別の完全な資料を受領した日から 15 営業日以内に鑑別の結論を下す。

輸出貨物の荷主による資料の提出または補足、質疑対象となった貨物の検査試験等に要した時間は上記の期限に算入されない；重大、判断がつかない等の特殊な状況については前項の期限の制限を受けない。

八、輸出貨物の荷主は質疑、鑑別または関連業務において、関連資料をありのままに提供し、要求に従って補足し、内容とデータの真実・信頼性を保障しなければならず、拒否、妨害、隠蔽、または虚偽の状況を提供してはならない。

九、越境電子商取引、旅客の手荷物、郵便、宅配便などの手段でデュアルユースに関わる品目を輸出する場合、本公告を参照して実施する。

十、本公告に関わる鑑別、質疑業務はそれぞれ商務部、税関総署が解釈の責任を負う。

[2] （訳者注）ここに言う「組織鑑別」とは、商務部の関連鑑別部門が、貨物の申告情報、関連書類および製品特性などを総合的に検討し、輸出貨物が管理の対象となる可能性があるか否か評価するこという。参考：呉欣潼「两用物项出口管制中的鉴定与组织鉴别问题」（微信・蘭迪関税争議与進出口合規 2025 年 3 月 19 日）
https://mp.weixin.qq.com/s?__biz=Mzg2MDY3ODc1Nw==&mid=2247499368&idx=2&sn=6872e308be81ba595b80a9cdc21f200d

本公告は公布の日より施行し、《両用品目輸出管理における税関の質疑関連事項についての公告》（海関総署 2025 年第 123 号）は同時に廃止する。

付属文書：1. 両用品目輸出管理税関質疑通知書.wps

2. 両用品目輸出管理税関質疑結果告知書.wps

附属文書 1

両用品目輸出管理税関質疑通知書

番号：　　海関〔　　年〕　　号

輸出港		通関申告書番号	
申告税関		申告期日	
国内荷主/生産販売団体		国外荷受人	
商品名称		商品番号	
規格型番		仕向国（地域）	

（公司/団体）：_____

審査/検査の結果，税関は貴社/貴団体が____年____月____日に申告した_____（通関申告書番号/その他の伝票番号）の_____（輸出港）から_____（国/地域）に輸出/出国する_____（商品名称）について、現有資料に基づいて輸出管理の範囲に該当するか否かを判定できないと判断し、《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》の関連規定に基づいて、今ここに法に従って貴社/貴団体に質疑を行う。貴社/団体は本通知書を受領した日より 7 営業日以内に以下の証明書・資料を提出されたい：

□税関申告書、輸出貨物の契約書、インボイス、貨物の流れを証明する運送伝票

□状況説明書（貨物の性能指標、主な用途および輸出管理の範囲に該当しないと考える法的根拠と事実・理由を明記したものを含むが、これらに限定されない）

□貨物の属性を証明する関連技術資料（検査試験報告があれば合わせて提供する）

□必要とするその他の資料

資料には公印を押印しなければならない。資料が外国語の場合、中国語翻訳文を提供しなければならない。

質疑の期間、海関（税関）は関連する輸出貨物の通関を許可しない。

_____ 海関（税関）

年　月　日（押印）

受送達者（署名）：　　年　　月　　日

一枚目：企業が保存　二枚目：海関（税関）が保存

附属文書 2

両用品目輸出管理税関質疑結果告知書

番号：　　海関（税関）〔　　年〕　　号

_____公司/単位：

貴社/貴団体が_____年___月___日に税関に申告した_____（通関申告書番号）中の_____（商品名）は，□国家輸出管理主管部門の鑑別/□税関の判断の結果：

□両用品目に該当せず、通関手続きを行うことができる。

□両用品目に該当し、規定に従って処理する。

□その他の状況：_____。

本文書は一式 2 部で、1 部は企業に送付し、1 部は資料として保存する。告知書送付の日から 5 営業日以内に受送達者は陳述・弁明権を行使することができ、期限を過ぎた場合はこの権利を放棄したものとみなす。受送達者が陳述・弁明の権利を放棄する、または陳述・弁明する考えがない場合、受送達者の欄に“私は陳述・弁明の権利を放棄します”または“私は陳述・弁明の考えがありません”と書き込んで署名する。

_____海関（税関）（押印）

年　月　日

受送達人（署名捺印）：　　年　月　日

一枚目：企業が保存　二枚目：海関（税関）が保存

別添５

CISTEC 仮訳

両用品目によくある質問の解答その 6（無人機関連品目）[1]

2026 年 10 月 19 日、商務部・海関総署・中央軍事委員会装備発展部は《無人機関連品目の輸出管理措置の最適化・調整に関する公告》（2026 年第 49 号）を公布した。今ここに無人機関連品目によくある質問について以下の通り答える。

一、今回の調整に関わる 7A103.b、9A012.b、9A012.e、9A901.a および 9A901.b の品目の説明において“特別に設計”という表現はどのように理解したらよいのでしょうか？

答:《中華人民共和国両用品目輸出管理リスト》の規範的説明の関連規定によれば、“特別に設計”とは、ある特定の目的に対して研究開発され、かつ独自の性能を持つシステム、設備、部品、組立部品、材料またはソフトウェアを指す。例えば 7A103.b と 9A012.b について、関連する自動操縦装置やエンジンに有人航空機、自動車など“無人航空機”以外の用途向けに設計されていれば、“無人航空機”用に特別に設計されたという定義に符合せず、当該品目の規制対象外となる。

二、今回の調整に関わる 9A012.a 項において無人機の“航続時間”について規定されていますが、“航続時間”の測定にはどのような基準を採用すればよいのでしょうか？

答：9A012.a 項における無人機の“航続時間”とは、《民間用マルチローター無人航空機システムの試験方法》（GB/T 38058-2019）の国家標準における“満載状態での水平飛行”に関する規定に基づいて測定された“航続時間”を指す。当該国家標準によれば、関連する無人機の“航続時間”が管理の閾値に達していない場合、当該品目の管理対象に該当しない。

三、今回の調整に関わる 9A012.a 項において無人機の耐風条件について規定されていますが、耐風条件の測定にはどのような基準を採用すればよいのでしょうか？

答：9A012.a 項における無人機の耐風能力にかんする要求とは《民間用小型・軽量無人航空機システムの耐風性能に関する要件および試験方法》（GB/T 38930-2020）の国家標準における“耐風性の最低動作能力”の関連規定に基づいて測定された耐風能力を指す。当該国家標準に基づいて、関連する無人機の耐風能力が管理の閾値に達していない場合、当該品目の管理対象に該当しない。

[1] 「两用物项常见问题解答之六（无人机相关物项）」（中華人民共和国商務部サイト産業安全与進出口管制局・常見問題回答 2026 年 10 月 19 日）
https://aqygzj.mofcom.gov.cn/cjwtjd/art/2026/art_f6fe7dcc79d1453098745a3bf443062a.html

四、企業は両用品目および技術輸出の包括許可、および登録・情報記入方式による輸出証明書取得をどこで申請すればよいでしょうか？

答：政策が正式に実施された後、企業は商務部業務システム統一プラットフォームの両用品目・技術輸出入管理電子アプリケーションを通じて、両用品目・技術輸出の包括許可、および登録・情報記入方式による輸出証明書取得を申請することができる。

五、企業は登録・情報記入方式による輸出証明書の取得を申請する際、どのような情報を記入する必要がありますか？

答：企業が登録・情報記入する際、適用する状況および輸出しようとする品目の管理番号を選択し、個別許可の申請における記入要求を参照して、最終仕向国（地域）、荷受人、エンドユーザーと最終用途、規格、型番、数量、金額、技術説明等の情報および荷受人の予定貨物受取時間、および以下の電子ファイルをアップロードしなければならない：

1. 申請者の法定代表人、担当者の身分証明書、連絡方法；
2. 今回の輸出に関わる契約書、協議書；
3. 輸出しようとする品目の技術説明書または検査報告書；
4. エンドユーザーと最終用途証明書；
5. 輸入業者およびエンドユーザーの状況説明；
6. 9A012.a.1 項で管理する品目の輸出について（展示会への出展の場合は除く）、輸出数量の合理的説明を提出する必要がある；
7. 9A012.a、9A112 で管理する品目の展示会出展の場合については、展示会参加にかんする証明資料を提供する必要がある。

六、登録・情報記入方式による輸出証明書の取得は、すべてのエンドユーザーに適用されますか？

答：エンドユーザーが軍・警察組織、個人ユーザーおよび我が国の各種制裁リスト（輸出規制管理リスト、注視リスト、信頼できないエンティティリスト、対抗措置リスト等を含むがこれらに限定されない）に掲載されているエンティティまたは代理業者である場合、登録・情報記入方式による輸出証明書の取得は適用されない。

七、登録・情報記入方式による輸出証明書の取得は、すべての最終用途に適用されますか？

答：最終用途が軍事用途、テロ目的、および中国の国家安全・利益を損なう恐れのあるその他の用途である場合、登録・情報記入方式による輸出証明書の取得は適用されない。

八、輸出証明書にはどのような使用要求がありますか？

答：輸出証明書は一回（1 ロット）のみ使用可能で、輸出証明書の作成後 60 日間有効で、期限を過ぎると無効となる。企業がシステム内で輸出証明書を作成できない場合、個別許可申請など他の方法を通じて輸出することができる。

九、《中華人民共和国両用品目輸出管理リスト》《中国輸出禁止・輸出制限技術目録》にはそれぞれ一部

の無人機技術が管理対象として掲載されていますが、企業はどのようにして法令遵守して手続きを行うのでしょうか？

答：我が国は輸出管理法、対外貿易法の枠組みの下で、それぞれ技術の輸出規制と技術管理という 2 つの監督管理体制を構築している。技術の輸出規制は主に軍用、両用技術を対象とし、これにあわせて《中華人民共和国両用品目輸出管理リスト》（以下《リスト》と略）を公布している。両用技術の輸出許可審査は商務部が担当し、輸出者が関連技術を輸出する際には事前に両用品目輸出許可証を申請しなければならない。技術の輸出管理は主に一部の特定の民生用技術を対象とし、これにあわせて《中国輸出禁止・輸出制限技術目録》（以下《目録》と略）を公布している。そのうち、禁止類技術は輸出を禁止し、制限類技術の輸出は許可審査を実施し、自由類技術は事後の契約登録を実施しており、具体的には地方の商務主管部門が担当している。

関連する法律法規の規定に基づき、輸出技術が《リスト》または《目録》のいずれかにのみ掲載されている場合、相応の法律法規に従って技術の輸出手続きを行わなければならない。輸出技術が《リスト》および《目録》の両方に掲載されている場合、輸出管理にかかわる法律法規の規定を適用し、また手順に従って商務部に両用品目の輸出許可を申請しなければならない；輸出技術が《リスト》または《目録》のいずれにも掲載されていない場合、技術輸出管理にかんする法律法規の規定を適用し、また手順に従って所属地の商務主管部門で技術輸出契約の登録届出の手続きを行う。

輸出者は《リスト》および《目録》に基づいて、輸出しようとする技術の具体的な分類を真剣に識別しなければならない。そのうち、《リスト》と《目録》の両方に掲載されている一部の無人機技術（例えば飛行制御技術、自律航法技術等）について、輸出者は両用品目輸出許可証を申請するだけでよく、技術輸出許可証を申請する必要はない。

十、両用品目・技術輸出の包括許可とは何ですか？

答：両用品目・技術輸出の包括許可とは、商務部が企業の申請に基づいて、関連行政法規・規則および《両用品目・技術輸出入許可証管理弁法》（商務部・海関総署 2005 年第 29 号令、以下《弁法》と略）の規定に従って審査を行い、商務部が発行した両用品目・技術輸出の包括許可の承認書の所持を許可し、許可の有効期間と範囲に基づいて、《弁法》で規定した証書発行機関において両用品目・技術輸出の許可証を複数回申請・受領する行為を指す。両用品目・技術輸出の包括許可を取得していない場合、企業は関連する行政法規・規則の規定に従って、個別に輸出許可を申請しなければならない。

十一、両用品目・技術輸出の包括許可および個別許可の違いは何ですか？

答：両用品目・技術輸出の包括許可は企業が許可の有効期間内に一つまたは複数の特定の国（または地域）の一つまたは複数のエンドユーザーに、一種類または複数の特定の両用品目・技術を輸出すること；または同一の特定の国（または地域）の固定されたエンドユーザーに同種類の特定の両用品目・技術を複数回輸出することを許可するものである。個別許可は企業が有効期間内に一つの特定の国（または地域）の一つのエンドユーザーに一種類の特定の両用品目・技術を輸出することのみを許可することである。

十二、両用品目・技術輸出の包括許可の有効期間はどれくらいですか？

答：両用品目・技術輸出の包括許可の有効期間は 3 年を超えない。

十三、どのような企業が両用品目・技術輸出の包括許可を申請できますか？

答：企業が両用品目・技術輸出の包括許可を申請するには、以下の条件を満たさなければならない：

1. 両用品目・技術にかんする企業内部管理体制を構築している。

2. 両用品目・技術の輸出業務に二年以上（二年を含む）従事している。

3. 連続二年以上（二年を含む)、両用品目・技術の輸出許可の年間申請・受領数が 30 件（30 件を含む）を超える。

4. 直近 3 年以内に刑事罰または関係部門の行政罰を受けていない。

5. 比較的固定した両用品目・技術の販売ルートとエンドユーザーを有している。

十四、企業が両用品目・技術輸出の包括許可を申請する際、どのような資料を提出する必要がありますか？

答：企業が両用品目・技術輸出の包括許可を申請する際、商務部が委託する省級の商務主管部門に以下の申請資料を提出しなければならない：

1. 両用品目・技術輸出包括許可申請表。

2. 企業の両用品目・技術内部管理体制の構築および運用状況の説明および関連する証明書類。

3. 直近 3 年以内に刑事罰を受けていない、または関係部門の行政罰を受けていないことを保証する文書。

4. 両用品目・技術輸出業務の従事状況の説明。具体的には、直近 2 年の両用品目・技術輸出許可証の申請・受領および使用状況の説明；両用品目・技術の販売ルートおよびユーザーの状況説明、これには取引の各当事者との関係、取引状況および輸入業者とエンドユーザーの説明が含まれる。

5. 輸出包括許可を申請しようとする品目・技術の種類と関連技術の説明文書。

6. 行政法規・規則の規定に従って、各契約履行前にエンドユーザーに対して関連する保証文書またはエンドユーザーおよび最終用途説明文書を請求したことに関する保証文書。

7. 主管部門が提出を要求するその他の文書。

十五、両用品目・技術輸出の包括許可が適用されないのはどのような状況ですか？

答：1. 企業は完全な内部輸出管理体制を構築しているがその有効な実施が確認できない場合；

2. 関係行政主管部門が輸出に拡散リスクが存在する、およびその他の包括許可が不適切と判断した場合。

十六、両用品目・技術輸出の包括許可証はどのように申請・受領するのでしょうか？

答：企業は商務部の発行した両用品目・技術輸出の包括許可承認書を取得した後、企業の公印が押印された承認書に基づいて、《両用品目・技術輸出入許可証管理弁法》（商務部・海関総署 2005 年第 29 号令、以下《弁法》と略）に定める両用品目・技術輸出許可証発行機関に行き、両用品目・技術輸出許可証を申請・受領する。

両用品目・技術輸出許可証の申請・受領のその他の手順は《弁法》に従って実行する。

十七、企業は両用品目・技術輸出包括許可を取得した後、使用状況をどのように報告するのですか？

答：企業は、包括許可の有効期間において、6 か月ごと、および包括許可有効期限の日から 30 日以内に商務部および委託された省級商務主管部門に包括許可の使用状況を報告しなければならない。これには両用品目・技術の輸出時間、品目の種類、規格・型番、数量、貿易方式、輸出先（地域）、輸入業者、エンドユーザー、最終用途および輸送経路および通関港等が含まれる。

別添６

CISTEC 仮訳

両用品目によくある質問の解答その 7（質疑・鑑別関連事項）[1]

商務部・海関総署公告 2026 年第 52 号の公布後、主に企業にどのような輸出上の便宜を提供できますか？

答：本公告は主に企業に以下の便宜を提供する。

第一に、品目の質疑時間を大幅に短縮し、企業の輸出見通しを安定させることである。比較的単純な品目については、税関は貨物の荷主が提供したすべての資料を受領した日から 15 営業日以内に質疑の判別を終える。比較的複雑な品目については、税関は荷主が提供したすべての資料を受領した日から 15 営業日以内に商務部に組織鑑別を提起し、商務部は組織鑑別の完全な資料を受領した日から 15 営業日以内に鑑別の結論を下す。すなわち、一般的な状況下では、貨物の荷主がすべての資料を提出してから、最長 30 営業日以内に質疑・鑑別業務が完了し、企業の輸出通関が円滑化される。

第二に、質疑の対象となった貨物に対して精確な分類処理を行い、企業に利便性の高い選択肢を与える。質疑・鑑別の期間、輸出貨物の荷主は同一の税関申告書において、質疑の対象となった貨物と関係のないその他の貨物を分けて処理することを申請することができ、税関の評価・判断・同意を得れば、別途通関手続きを行うことができる。

商務部・税関総署は引き続き質疑および鑑別の業務フローを不断に最適化し、情報化建設を強化し、政策の宣伝紹介・指導を強化し、企業の輸出コンプライアンス体制構築・整備を支援し、通関効率を向上させていく。

[1] 「两用物项常见问题解答之七（质疑和鉴别相关事项）」（中華人民共和国商務部サイト産業安全与進出口管制局・常見問題回答 2026 年 10 月 19 日）
https://aqygzj.mofcom.gov.cn/cjwtjd/art/2026/art_39569fdb54d448cd95d8c2778d026261.html